

8-4-3 維持管理対策WG

1. 主な活動の記録

社会資本の維持管理・更新がより効率的に推進する一助となることを目指し、新たな技術や維持管理・更新にかかる全体システム等を提案、発信していくための協会内の推進組織として、平成25年6月に設置された。当WGはWG長のほか、8分野の委員から構成されている。

(1) WGの活動内容

- a) 道路橋メンテナンス技術講習開催方法検討
令和3年4月～令和4年3月
- b) 維持管理業務歩掛調査における自由意見の分析方法検討
令和3年4月～令和3年10月

(2) 道路橋メンテナンス技術講習の開催

平成27年度から3年にわたり全国各地で開催してきたが、受講者数が大きく減少するなか、平成30年度は休止とし、国土交通省（国道・技術課、国土技術政策総合研究所）と当講習のあり方や今後の方針について協議を行い、令和元年度は東京地区に限り開催となった。

当講習の課題の一つであった受講者へのインセンティブに関しては、平成28年度以降、達成度確認試験（「学科試験」ならびに「実技試験」）を実施し、合格者には（一財）橋梁調査会の「道路橋点検士補」の受験資格（学科試験のみ）が与えられている。また、東京地区限定開催となった令和元年度は、自治体職員を対象に同様の講習（橋梁初級Ⅰ）を開催する関東地方整備局の協力のもと、現地実習は橋梁初級Ⅰと同じ場所、資料を提供していただくなど、協会の負担は過年度に比べて大幅に軽減された。しかしながら、受講者数は相変わらず少なく、受講者の確保は重要な課題として残存している。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大が継続する状況から、集合形式による研修の開催は困難となり、令和3年度も2年連続して開催休止の決定を余儀なくされた。

そのような中で、令和4年3月22日に開催

された国土交通省の社会資本整備審議会道路分科会第16回道路技術小委員会では、令和5年度以降、直轄管理橋梁の点検・診断業務において担当技術者に一定の資格等を要件として求めることが提示されており、当講習の修了が担当技術者の資格等要件に加わる見込みである。

令和4年度の開催にあたっては、この点検資格等の取得義務化を念頭に置き、本講習の安全安心な開催方法や開催場所などについて、国土交通省と連携しながら検討を進めることが重要である。また、当講習の開催に対応する組織体制の強化の必要性から、今後の運営について検討が必要である。

(3) 維持管理業務歩掛調査における自由意見の分析方法検討

令和2年度に国土交通省（技術調査課、国道・技術課）が実施した橋梁・道路トンネル定期点検業務にかかる歩掛実態調査では、自由意見の記入欄を追加していただき、点検実施会員企業の意見を集約している。

今年度は、回収した多様な意見等の整理、分析を行い、国土交通省へ取りまとめ結果を報告した。この取りまとめ結果に関しては、今後の「要望と提案」に反映させるとともに、発注者に向けて積算基準の改定を働き掛ける。

2. 次年度の活動方針

過年度の活動を継続するが、主な活動である点検・診断技術の習得・向上を目指す道路橋メンテナンス技術講習については、直轄管理橋梁での点検資格等の取得義務化を念頭に置き、持続・継続実施と課題解決に向けた取り組みについて具体的な対応策を提言していく。

また、近年進歩し続ける点検技術・手法の適正な報酬設定のほか、体系化が進んでいないその他の工種においても各工種に見合った適正な業務システムを提案する。

（維持管理対策WG WG長 山手 弘之）